

2016(平成28)年12月13日

経済産業大臣 世耕弘成 殿
環境大臣 山本公一 殿
岩手県知事 達増拓也 殿
林野庁長官 今井 敏 殿

日本イヌワシ研究会
会長 小澤俊樹

(株)グリーンパワーインベストメントによる
「(仮称)宮古岩泉風力発電事業」をはじめとする、
岩手県における風力発電事業と絶滅危惧種イヌワシの生息環境保全
に対する意見書

日本イヌワシ研究会は、1981年の発足以来、我が国で絶滅危惧種となっているイヌワシを対象とする研究と全国規模での生息環境の保護に取り組んでいます。2012年には、30有余年に渡る活動が評価され、第17回山階芳麿賞(公益財団法人山階鳥類研究所)を受賞しました。当会による研究成果として、国内に生息するイヌワシの繁殖率が全国的に低下する一方であると共に、15年ほど前からは既知の生息地から全く消失してしまうペア(つがい)が増加していることが明らかとなっています(資料1)。これらの研究成果は、環境省の「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(2012年12月公表)に引用されるなど、日本のイヌワシの現況把握の重要な基礎資料となっています。

その中で、現在の岩手県における複数の風力発電事業が、特に消失が著しい絶滅危惧種であるイヌワシの生息環境に決定的な打撃を与える恐れがあり、中でも(株)グリーンパワーインベストメントが計画中の「(仮称)宮古岩泉風力発電事業」を筆頭に、見直しの必要があると考えられたため、この意見書を提出するものです。

「(仮称)宮古岩泉風力発電事業」の計画地は、イヌワシの複数ペアをはじめとする数種の希少猛禽類が狩場として利用していることを当会では確認しています。事業者から出された環境影響評価準備書に対しては、「イヌワシとクマタカの繁殖への悪影響」、「衝突確率には科学的根拠がないこと」、「意見を求めた有識者の選定が不適切と考えられること」等の意見を提出しました(2015年8月28日:資料2)。

その後に公表された、環境大臣意見、知事意見、住民等の意見を踏まえた経済産業省による勧告では、希少猛禽類(特にイヌワシ)への重大な影響が懸念されることから、計画地の西側部分のタワー(30~33・41号機)設置の取りやめ、視認性の向上によるバードストライクの低減等の措置を講ずることが指摘されました。

しかしながら、これらの環境影響評価手続きによって「保全措置」とされたことだけでは、当該地域を生息・繁殖地としているイヌワシに対する最も大きな問題が解決できず、東北地方の個体群に決定的なダメージにつながるものが危惧されます。

日本全体のイヌワシの生息状況を俯瞰した場合、当該事業が計画されている北上高地はイヌワシ繁殖ペアの生息密度が特に高く、国内に残された最後の重要な生息地の一つです。その北上高地に同時多発的に風力発電事業計画が進められていることは、日本全体のイヌワシの存続の危機に直結すると考えられます。宮古岩泉風力発電事業以外にも、釜石広域風力発電事業拡張計画、住田ウィンドファーム事業、住田遠野風力発電事業、葛巻ウィンドファームプロジェクトがあり、いずれもその一事業によって、複数のイヌワシ繁殖ペアが影響を受けること、調査と評価に不備があること等から、再検討が必要な案件であり、中でも最も再検討を急がねばならないのは宮古岩泉風力発電事業です。

当会では、2016年11月3日～6日の4日間に、のべ52人の調査員によって宮古岩泉風力発電事業の計画地に生息する複数ペアのイヌワシについて、行動追跡調査を実施しました。その結果、牧野の広がる西側部分のみだけでなく、主に森林である東側部分においてもイヌワシの重要な狩場であることを確認しました【添付写真1】。しかし、このような事実は、国からの勧告作成時には認識されていません。

環境影響評価準備書に対する勧告では、発電タワーの設置の取りやめ指示が西側部分に限定されていますが、影響評価と勧告の根拠として使われた事業者による影響の事前評価のための一連の調査では、この事実を確認できなかったことが原因となり、不十分な勧告がなされたことと推察されます。

長期間の大規模な影響評価調査で確認されなかったとされたことが、当会のわずか4日間の調査によって確認されています。このことだけをとっても、事業者の調査と評価には、大きな不備があると考えられます。さらに、このような不備な調査結果に基づいて提出された環境大臣意見等は、保全措置を決定するものとして不十分であると言わざるを得ません。このままでは、種の存続に必要な繁殖に関わる複数個体の発電タワーへの衝突による死亡個体の増加と、狩場のさらなる減少による繁殖成功率の決定的な低下が免れないと考えられます。

環境影響評価では、「バードストライク」といわれる衝突事故の評価として「衝突確率」という概念が使用されています。が、過去に「衝突確率が極めて低い」と評価された岩手県内の先行事例である釜石広域風力発電事業（解析：由井正敏氏）において、建設からわずか3年半程度の2008年にイヌワシの衝突死が発生したことからも、絶対的な評価基準として使うことは全く不適切であることは既に証明されています。

以上の事柄により、以下の方々に対し意見を申し述べます。

経済産業大臣・環境大臣・岩手県知事に対しては、

1. 環境影響評価準備書のイヌワシ調査結果に大きな不備が認められると共に、衝突確率によるバードストライク(個体の衝突死)の評価は極めて科学的根拠に乏しいものであることが強く示唆される状況で、事業の是非および保全対策の有効性を判断するのは時期早尚です。事業者による環境影響評価の調査体制ならびに調査計画の「抜本的な見直し」を求めると共に、そもそもの立地の見直しを視野に入れた慎重な対応を求めます。
2. 一事業を、事業ごとの個別の環境影響調査によって審査を行なうだけでなく、北上高地の山塊全体(特定のひとまとまりの地域全体)のイヌワシ(特に危機的な絶滅危惧種)の生息状況と、複数の事業が同時進行することへの環境影響を計る手法の独自の併用を行うべきです。

林野庁長官に対しては、

3. これらの計画地には「保安林」が広い面積で含まれており、保安林解除の手続きが予定されています。保安林解除等の手続きを行うにあたっては、イヌワシをはじめとする絶滅危惧種の生息状況と現況に特に留意され、単なる手続きとして処理することの無きよう、種の保存の緊急性に基づく厳格な対応を求めます。

以上

【連絡先】

日本イヌワシ研究会 保護対策委員会 須藤明子 (副会長)

Email : akiko@eaglet-office.co.jp

日本イヌワシ研究会 事務局 島田裕史 (事務局長)

Email : MXL03520@nifty.com
